

本議決中五張を以て補選式事務東部常務理事兼常務取締役兼常務監査役を兼
 任し、同日以前に選任された取締役、監査役、常務取締役、常務監査役、常務
 第二十二條 常務取締役の職務は次の通りである。

第一項 常務取締役は、取締役会を召集し、その議決を経て、取締役会に提出し、
 第二十三條 取締役会は、取締役の職務を執行するに當り、取締役の職務を執行するに
 第二十四條 取締役会は、取締役の職務を執行するに當り、取締役の職務を執行するに
 第二十五條 取締役会は、取締役の職務を執行するに當り、取締役の職務を執行するに
 第二十六條 取締役会は、取締役の職務を執行するに當り、取締役の職務を執行するに
 第二十七條 取締役会は、取締役の職務を執行するに當り、取締役の職務を執行するに

出資人 取締役會 福岡出張所

財團 協同會 福岡出張所

ことを得

第二十三條 役員會の決議に依り顧問、相談役及支配人を置くこ
 とを得

第二十四條 取締役は拾株以上監査役は五株以上を所有する株主
 中より總會に於て之を選任す

第二十五條 役員任期は取締役二年監査役一年とす但役員任期
 期か任期中の最終配當期に關する定期總會終結前に満期に至る
 時は終結の日まで之を伸張す

第二十六條 役員中欠員を生したる時は臨時總會を招集し補欠員
 を選任す補欠員の任期は前任者の残任期間とす但し決定の員數
 を欠かず且業務に支障なきときは補欠選舉を行はざることを得

第二十七條 取締役か其任期中監査役に供職すべき株券は拾株と
 す